

2010-2011年 第1回 千葉県ユース (U-13) サッカーリーグ実施要項

- 1 趣 旨 財団法人日本サッカー協会は、日本サッカー界の将来を担うユースの少年達のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的にし、第3種年代の力が拮抗したリーグを各地域で実施することが提案された。その主旨を受け(社)千葉県サッカー協会では、標記大会を実施することとした。
- 2 名 称 千葉県ユース (U-13) サッカーリーグ
- 3 主 催 (社)千葉県サッカー協会
- 4 主 管 (社)千葉県サッカー協会第3種委員会
- 5 協 賛 未 定
- 6 期 日 平成22年6月～平成23年3月(原則)
- 7 会 場 各リーグ所属チームが準備(原則)
- 8 参加資格
 - (1) (財)日本サッカー協会第3種に登録したチームもしくは準加盟チームであること。
 - (2) 上記(1)のチームに登録された選手であること。ただし、1997年4月2日以降生まれの選手であること。(早生まれの2年生の参加は認めない)中体連のチームにおいてこの条件を満たせない選手がいた場合は、事務局まで連絡すること。
 - (3) (財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別のチームに所属する選手を移籍手続きすることなく本大会に参加できる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能になる。
 - (4) (財)日本サッカー協会Web登録を5月31日までにすること。また、その後の追加登録選手については出場を認める。
 - (5) 上記(1)(2)を満たし、リーグ戦の運営が可能な場合は同一チームから複数チームの参加を認める。ただし、各リーグ内の同一グループに所属することはできない。なお、「運営が可能」とは、帯同審判を含み、複数チームが同一日に別会場での試合が可能な場合を指す。
 - (6) 選手数が不足している同種別の複数チームによる「合同チーム」の大会参加については、次の条件を満たしている場合においてのみ認めることとする。但し、11名以上の選手を有するチーム同士の合同は不可とする。
 - ① 合同するチームおよびその選手は、それぞれ(1)および(2)を満たしていること。
 - ② 極端な勝利至上主義を目的とする合同ではないこと
 - ③ 大会参加申し込みの手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、代表チームが行う。
 - ④ 合同チーム申請書を提出し、(社)千葉県サッカー協会第3種委員会事務局に提出をして後、承認を得ること。
 - (7) 同一選手が異なるチームへ移籍する場合は、大会事務局の承認を得ること。複数出しチーム間の移籍に関しては、リーグ期間内の受付期間に1度のみ認める。移籍を希望する場合は、受付期間(10/25-/31)に新メンバー表を事務局に提出し、新たに受付印を押されたものを11/1以降より使用する。

- 9 参加チーム及び各リーグ構成
- (1) 県1部リーグ10チーム、県2部リーグ20チーム(10チーム×2)とし、さらに3部リーグ32チーム(8チーム×4予定・参加チーム数により変更もありうる)を設ける。
 - (2) 1部リーグの下位2チームと2部リーグのそれぞれ1位チーム(計2チーム)が自動的に入れ替わり、次年度の1部リーグを構成する。
 - (3) 2部リーグのそれぞれ下位2チーム(計4チーム)と3部リーグのそれぞれ1位チーム(計4チーム)が自動的に入れ替わり、次年度の2部リーグを構成する。
 - (4) 1部リーグの上位1チームが関東2部リーグへ自動昇格する。但し、関東2部リーグからの降格チームが無い場合は、2部リーグの2位同士で決定戦を行い、1部リーグ昇格チームを決定する。
- 10 競技方法
- (1) 各リーグとも構成する全チームによる総当たりのリーグ戦とする。
 - (2) 勝ち3点、引き分け1点、負け0点の勝ち点により順位を決定する。
尚、勝ち点の合計が同一の場合は以下の項目に従い順位を決定する。
 - ① 当該チーム同士の対戦成績
 - ② 当該チーム同士のゴールディファレンス(得失点)
 - ③ 当該チーム同士の総得点
 - ④ 全試合のゴールディファレンス(得失点)
 - ⑤ 全試合の総得点
 - ⑥ 抽選
 - (3) 試合時間は1・2部リーグ→60分とする。3部リーグ→60分を原則とする。
 - (4) ハーフタイムは原則10分間とする。(前半終了から後半開始まで)
- 11 競技規則
- (1) 現行の(財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則2010/2011」による。
 - (2) 各試合とも登録選手全員が出場登録できる。
 - (3) 試合成立人数は、試合開始時に11名が揃っていること。
 - (4) 選手登録は、所定のメンバー登録用紙(複数出しチームは受付印の押されたものを使用の事)に先発の11名に○印と背番号を記入しマッチコーディネーションミーティングの際に全登録選手の選手証とメンバー登録用紙3部を会場本部に提出する。交代選手に関しては、メンバー登録用紙に背番号を記入しなくとも良い。記入をしない場合は、出場する際に明記し、会場本部へ提出のこと。
 - (5) 交代に関しては、登録した選手の交代要員の中から14名までの交代が認められる。3部リーグは自由な交代を認める。
 - (6) 本リーグにおいて退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できない。違反行為の内容によっては、それ以降の処置を(社)千葉県サッカー協会規律・フェアプレー委員会において決定する。
 - (7) リーグ期間中に警告を2回受けた者は、次の1試合に出場できない。
 - (8) テクニカルエリアを使用する。テクニカルエリアはベンチ入りのチーム役員の全てが戦術的な指示を出せる場であるが、指示を出せる役員はその都度1名のみとする。
- 12 ユニフォーム
- (1) ユニフォームは(財)日本サッカー協会に登録されたものを原則とする。
 - (2) ユニフォームの広告表示については、日本サッカー協会『ユニフォーム規定』に基づき、日本サッカー協会資格委員会において承認された場合のみこれを認める。ただし、日本中学校体育連盟加盟チームは、日本中学校体育連盟の規定によりこれを認めない。
 - (3) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)は、正の他に副として、正と異なる色のユニフォームを参加申込書に記載し、必ず携行すること。
 - (4) 審判と同一または類似の上衣を用いることはできない。ゴールキーパーについても同様である。
 - (5) シャツの前面・背面に必ずメンバー表に登録された番号をつける。大きさは縦25cm程度、横はこれに比例して適当な大きさで、番号は見やすいものとする。

13 参加費等

- (1) 各リーグとも参加費として3,000円を徴収する。各リーグ責任者が徴収する。(各リーグの通信費をはじめとする運営費にあてるため)
- (2) それぞれのリーグでは相互審判を基本とするため、原則として審判費は徴収しない。

14 その他

- (1) 大会運営は各リーグで担当(会場確保・日程調整等)し、原則2試合セットで進める。但し、やむを得ない理由の場合は、1試合開催を認める。
- (2) 各リーグにおいては、1試合目の試合を2試合目のチーム、2試合目の試合を1試合目のチームが審判を担当する。(主審・副審・本部。役割はチーム間で相談の上決定する。)審判服は必ず着用する。
1試合開催の審判に関しては、以下の優先順位で行う。
1・2部に関しては、
 - ①第3者でのレフリー(3審共)。
 - ②第3者での主審とチーム関係者(大人)による副審(1名ずつ)
 - ③チーム関係者(大人)による主審・副審(1名ずつ)3部に関しては、さらに
 - ④チーム関係者(大人)による主審、選手による副審(1名ずつ)
- (3) 大会規定に違反、その他不都合があった時は、チームの出場を停止する。
- (4) ベンチ入りできる人数は登録されたスタッフ・選手とし、それ以外の者は、ピッチレベルに入ることはできない。
- (5) 選手は登録選手証(写真の添付されたもの)を持参し、試合開始前に本部または審判員が確認をする。不携帯の選手は当該試合への出場を認めない。ただし、追加登録の場合で選手証が届いていない場合は、(財)日本サッカー協会Web登録の写し(ステータスの欄が承認済みのもの)を持参すること。
- (6) 複数チームに関しては、リーグ戦開始までにメンバー表を大会事務局に提出し、承認印の押されたものを毎試合使用する。
- (7) 試合会場では係の指示に従い、サッカー関係者としてのマナーを十分心がける。また、ベンチ内は禁煙とするとともに、軽装で入ることのないように注意する。
- (8) 大会実施委員会内部に規律・フェアプレー委員会を組織し、委員長は大会委員長が兼任する。規律・フェアプレー委員会の委員人選については委員長に一任する。
- (9) 試合開始前に、マッチコーディネーションミーティングを開催し、メンバー登録用紙の提出(3部)、両チームのユニフォームの決定、諸注意事項等の説明を行うことを原則とする。
- (10) 交代用紙は各チームで準備すること。
- (11) 各チームは会場における「競技場確認事項」を遵守し、運営委員の指示に従って行動すること。
- (12) 普及希望チームの2部昇格はないものとする。普及希望チームが昇格権を得た場合、次順位のチームが昇格権を得るものとする。
- (13) 不測の事態があった場合は、3種役員会で検討し決済する。
- (14) 試合結果については、試合終了後、速やかに当該試合の会場責任者が、下記事務局に送信すること。(2カ所に送信のこと)